



平成 23 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C K グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 谷 彰 彦
(J A S D A Q ・ コード番号 2 4 9 8)
問 合 せ 先 取 締 役 平 山 光 信
経 営 管 理 本 部 長
T E L 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

なお、同方針の全文は、当社ウェブページに掲載しております。

(<http://www.ack-g.com/company/governance/index.html>)

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

改訂後	改訂前
②コンプライアンスの統括部署【削除】は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。	②コンプライアンスの統括部署となる統括管理本部は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

改訂後	改訂前
②当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加する <u>定期的な会議</u> を開催することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。	②当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加する <u>グループ経営会議を、定期的(1回/1ヶ月程度)及び臨時に開催</u> することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

改訂後	改訂前
監査役は、取締役会ほかの <u>重要な会議</u> に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。	監査役は、取締役会、 <u>グループ経営会議、その他の重要な意思決定会議</u> に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

改訂後	改訂前
④監査役の <u>半数以上を社外監査役とする</u> ことで、 <u>経営の透明性</u> を担保する。	④監査役の過半数は社外監査役 <u>を設ける</u> ことで、 <u>対外への透明性</u> を担保する。

以 上